

議案第 17 号

桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業  
との調和に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に  
関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との  
調和に関する条例の一部を改正する条例

桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例(令和元年桐生市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号柱書中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「前項第5号」を「前項第4号」に改め、同条第3項中「第1項第5号」を「第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年5月26日から施行する。

## 議 案 説 明

### 議案第 17 号 桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例案

宅地造成等規制法が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法の運用が開始されることに伴い、本条例において事業許可が必要な特別保全地区の一つとして市長が指定する「宅地造成工事規制区域」について、所要の改正を行うものです。